

岩手県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(イノシシ)
(令和8年8月3日から令和9年3月31日まで)

1 背景及び目的

イノシシについては、県内では平成23年度に初めて捕獲されて以降、個体数の増加や生息域の拡大により農業被害の継続的な発生や被害地域が拡大しており、令和7年度には県内33市町村において過去最多の3,072頭（指定管理鳥獣捕獲等事業で1,086頭）を捕獲している。

また、イノシシの推定個体数は、令和6年度及び令和7年度に実施した生息状況調査により、令和6年度時点で6,223頭（中央値）と推定された。

加えて、令和4年4月以降、県内でCSF（豚熱）感染が確認され、当該感染症の拡大防止のため生息密度の低減が重要とされており、防疫措置を行いつつ捕獲を推進すること急務となっている。

このため、令和8年度の指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲目標頭数を1,100頭とし、狩猟や市町村による有害捕獲に加えて、県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業を引き続き県内全域において実施することにより、イノシシの生息域の縮小と生息数の減少に向けて取り組んでいく。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県内全域	令和8年8月3日～令和9年3月31日 (うち、捕獲期間は令和8年11月1日～令和9年2月28日(4ヵ月間))

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県内全域	県内33市町村 (国指定鳥獣保護区を除く)	全県に生息域が拡大し、農業被害が増加していることから、県内全域において積極的に捕獲する必要があるため。	国有林、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、市町村による捕獲事業の実施区域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県内全域	1,100 頭（指定管理鳥獣捕獲等事業）

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）

(1) 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県内全域	わな猟（はこわな、くくりわな）及び銃猟（巻狩り猟） なお、捕獲個体は全頭撤去を原則とし、個体を放置しない。 また、ライフル銃も使用可能とする。 理由は、半矢の防止、射程距離の延長による効率的な捕獲等のため、ライフル銃の使用を必要とする場合があるためである。	捕獲従事者数のべ 2,500 人工程度

(2) 作業手順等

【捕獲等の実施】 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲を実施する。 【安全管理】 受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築するとともに、捕獲実施の際には、責任者を配置し、責任者は捕獲実施場所及びその周辺の地形、住民及び利用者の状況について確認する。また、捕獲業務開始前には、捕獲従事者に対し、業務の実施体制、住民等の安全確保その他必要な指示を徹底する。 【捕獲等をした個体の回収・処分方法】 捕獲した個体は埋設又は搬出し焼却処分、自家消費とする。なお、可能な限り、国立公園、自然環境保全地域の区域内で捕獲した場合は、国立公園、自然環境保全地域の区域外に搬出する。 【関係者との調整】 受託者は、地域住民、関係行政機関、農林業団体、地区猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、事業を実施する。 なお、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）付近における捕獲等実施の際には、各管轄の自然保護官事務所及び管理官事務所と連携をとる。 【錯誤捕獲への対応方針】 ツキノワグマなど錯誤捕獲の可能性がある場所においては、錯誤捕獲防止用のくくりわなを用いるなどの対策を講じるとともに、くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合には、くくりわなの移動を行う。 【CSF防疫措置】 「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年

3月環境省・農林水産省)」を参考にして必要な防疫措置を行う。

【捕獲情報の収集及び評価】

受託者は、イノシシ捕獲票（1頭ごと1枚：捕獲日、捕獲場所、雌雄別、イノシシ目撃数等を記載）及び尻尾を提出し、出先機関の職員の確認を受ける。捕獲情報等について毎年のイノシシ管理検討委員会において報告し、専門家等委員から意見聴取し、事業評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

岩手県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

イノシシの捕獲

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【結果の把握及び評価】

受託者が収集した捕獲情報をイノシシ管理検討委員会において報告し、各委員からの意見を踏まえ、事業評価を行い、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に反映させる。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 事業を実施する前に十分に周知を行い、事故等が発生しないよう万全を期す。
- ・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

関係法令について遵守するよう捕獲従事者に徹底する。

なお、和賀岳自然環境保全地域及び早池峰自然環境保全地域におけるわな等の設置は、自然環境保全法による許可が必要な行為とされるため、あらかじめ盛岡管理官事務所に相談する。

(2) 事業において配慮すべき事項

生態系等に影響のないよう捕獲した個体の適正な処理を徹底する。

(3) 地域社会への配慮

県ホームページなどの活用により、捕獲の必要性等について普及啓発を行う。

【別図1】 イノシシ実施区域（県内全域）

